

4-2 分析結果

分析結果を表 6、表 7 に示す。

表 6 溶出量試験 分析結果

分類	調査項目	単位	調査結果	基準値※ (溶出量基準)
第一種 特定有害 物質 (揮発性有 機化合物)	クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	0.002 以下
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.001	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.003	0.03 以下
第二種 特定有害 物質 (重金属等)	ベンゼン	mg/L	< 0.001	0.01 以下
	カドミウム	mg/L	< 0.001	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.02	0.05 以下
	全シアン	mg/L	< 0.1	検出されないこと
	総水銀	mg/L	< 0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	検出されないこと
	セレン	mg/L	0.002	0.01 以下
	鉛	mg/L	< 0.001	0.01 以下
	砒素	mg/L	0.011	0.01 以下
第三種 特定有害 物質 (農薬等)	フッ素	mg/L	0.48	0.8 以下
	ホウ素	mg/L	0.18	1 以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	0.02 以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	0.006 以下
	P C B	mg/L	< 0.0005	検出されないこと
その他	有機リン	mg/L	< 0.1	検出されないこと
	1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	0.05 以下

基準値※ 土壤汚染対策法施行規則(H14)環境省令第29号
但し1,4-ジオキサンは土壤の汚染に係る環境基準について』
(平成3年8月環境庁告示第46号)

表 7 含有量試験 分析結果

分類	調査項目	単位	調査結果	基準値※
第二種 特定有害 物質 (重金属等)	カドミウム	mg/kg	< 0.5	150 以下
	六価クロム	mg/kg	< 2	250 以下
	全シアン	mg/kg	< 3	50 以下
	総水銀	mg/kg	< 0.01	15 以下
	セレン	mg/kg	< 0.05	150 以下
	鉛	mg/kg	24	150 以下
	砒素	mg/kg	3.0	150 以下
	フッ素	mg/kg	40	4,000 以下
	ホウ素	mg/kg	7	4,000 以下
ダイオキシン類		pg-TEQ/g	7.1	1,000 以下

基準値※ 土壌汚染対策法施行規則 (H14) 環境省令第29号
但しダイオキシン類は、環境庁告示第68号

4-3 考察

下記に示すように、採取した土壌では溶出の砒素が基準値を僅かに上回っていた。

- ・ 第一種特定有害物質：全項目とも定量下限値未満で、溶出量基準を満足していた。
- ・ 第二種特定有害物質(溶出)：砒素が 0.011mg/L で、基準の 0.01mg/L を僅かに上回っていた(表 6 で赤字)。砒素が基準値を上回ることはたまにあり、当該土壌の搬入元の土壌の自然由来によるものと考えられる。
他に定量下限値を上回った項目はセレン、フッ素、ホウ素であった。フッ素が 0.48mg/L で、基準値の 0.8mg/L にやや近かった。
- ・ 第二種特定有害物質(含有)：定量下限値を上回った項目は鉛、砒素、フッ素、ホウ素であった。それらも含め、全項目で基準を満足していた。
- ・ 第三種特定有害物質：全項目とも定量下限値未満で、溶出量基準を満足していた。
- ・ ダイオキシン類：基準を満足していた。
- ・ 1,4-ジオキサン：定量下限値未満で、溶出量基準を満足していた。